

## 先着順による市有地売払いの概要

入札不落物件の申込みを先着順で受付け、随意契約により売払いします。

### 手続きの流れ

1. 申込書の提出 → 2. 売却決定通知 → 3. 契約の締結 → 4. 売買代金の支払 → 5. 所有権移転

### 随意契約による受付期間

令和5年12月18日（月）午前8時30分から令和6年8月30日（金）午後3時00分まで

開庁日 午前8時30分～午後5時15分（正午～午後1時を除く）

令和6年8月30日（金）のみ午後3時00分まで

\*受付期間に変更が生じた場合、ホームページに掲載することで告知します。

### お申込前に

- ・ お申込みの前に必ず現地を確認してください。

### 申込み手続き（先着順）

申込み受付け

- ・ 栃木市が、最初に申込書類を受け付けた方を買受予定者とします。
- ・ 先着順にて市有地を売却するため、申込みをされた時点で受付けが終了している場合がありますが、ご了承ください。
- ・ 各日の受付開始時点において、受付場所に複数の申込者がいた場合は、同着とみなし、抽選により受付順位を決定します。
- ・ 申込書類に不備があった場合は、受け付けることができませんので、ご注意ください。
- ・ 申込みは、必ず受付期間中の受付時間内に受付場所まで来ていただき、手続きをしてください。電話・郵送などでの申込みはできません。
- ・ 売却決定の通知を受けた日から当該通知に記載する期限までに売買契約を締結しない場合は、買受の権利を失います。この場合、次順位の申込者がいれば、その方を売却の相手方とします。

### 申込資格

【お申込みができる方】

個人・法人を問わず、申し込むことができます。また、共有で申し込むこともできます。  
ただし次に該当する者は申し込むことができません。

【お申込みができない方】

- ・ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者（別紙1）
- ・ 成年被後見人
- ・ 被保佐人、被補助人、または未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- ・ 破産者で復権を得ていない者
- ・ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3の規定に該当する者
- ・ 市税等に滞納がある方

- ・既に所有する不動産で現在行政指導や罰則を受けている方  
(公有財産に関する事務に従事する職員)
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員に該当する者
- ・栃木市暴力団排除条例(平成23年12月16日条例第62号)第2条第1号、第4号～第5号に該当する者
- ・栃木市暴力団排除条例第6条に規定する密接関係者を定める規則(平成23年12月27日規則第102号)で定める者に該当する者

(注) 申込資格の確認を行うため、栃木県警等関係機関に対して照会を行いますので、あらかじめ御了承ください。なお申込者が法人の場合は役員等を含みます。

### 申込場所

栃木市 経営管理部 管財課 (市役所 本庁 3階)  
 栃木市万町9番25号 (連絡先: 0282-21-2601)

### 申込書類

- ・栃木市普通財産売却申請書
- ・誓約及び納付状況等調査同意書
- ・添付書類 (発行を受けるものについては、申込時点において3カ月以内のもの)

法人の場合		個人の場合	
印鑑証明書	1通	印鑑登録証明書	1通
当該法人に関する登記事項証明書 (履歴事項証明書)	1通	住民票	1通
役員に関する調書	1通		

- ・添付書類を含めた申込書類に不備がある場合は、受け付けることができません。
  - ・添付書類を含めた申込書類は、返却しませんのでご了承ください。
  - ・共有で申し込まれる場合は、共有者についても添付書類が必要です。
- ※添付書類は必ず現状と合致するものを提出ください。特別な理由がある場合は、提出時その旨ご説明ください。

### 契約の締結

- ・「市有地売却決定通知」に記載する期限までに、契約を締結していただくことになります。
- ・契約場所は申込場所と同じく「栃木市 経営管理部 管財課」です。

### 留意事項

#### 【本市における契約の選択権】

・市有地売却の申請がされたとしても、必ずしも本市が売買契約に応じるとは限りません。栃木市普通財産売却申請書の取得理由や提出書類を確認し、申請に応じることが適当でないと判断した場合は、申請に応じられないほか、その必要があると本市が判断した場合は、売買契約に適宜条件、特約、用途指定の同意書の締結を付することがあります。

## 売買代金の支払い方法

売買代金の支払方法は、次の2通りがあります。なお、売買代金の分割納付はできません。

### (1) 一括払

売買契約締結と同時に全額納付願います。

### (2) 契約保証金払

売買契約締結と同時に契約保証金として、売買代金の1割以上を納付いただき、売買代金と契約保証金との差額を、売買契約締結日から3ヶ月以内に納付願います。なお、期限までに売買代金の納付が行われなかった場合は、契約保証金は栃木市に帰属することになります。

## 所有権の移転、費用負担

- ・所有権の移転の時期は、売買代金が完納したときとし、所有権が移転した時をもって、物件を現状有姿のまま引渡ししたものとします。(現地での立ち会いは行いません)。
- ・所有権移転登記については、物件引き渡し後、栃木市が行いますので、登記に必要な書類を提出していただきます。
- ・土地売買契約書(市保管のもの1部)に貼付する収入印紙、所有権移転登記に必要な登録免許税等、本契約の締結に関する一切の費用については、買受者の負担となります。

## 注意事項

- ・物件は、現状有姿での引渡しとなりますので、必ず現地等の調査確認を行ってください。
- ・物件調書は、申込者が物件の概要を把握するための参考資料ですので、必ず申込者ご自身において、現地及び諸規制についての調査確認を行ってください。
- ・工作物・道路構造物等の越境、埋存物等についても、極力特記事項に記載しておりますが、現況と相違している場合、現況が優先します。
- ・物件の敷地内及び敷地上空又は隣地等に電柱(電信柱・電柱付属物・電線等を含む)・支線・ゴミ置き場・道路設置物(ガードレール等)道路標識(カーブミラー等を含む)等がある場合の移設・撤去等の可否等の取扱いについては、設置者及び管理者等にお問い合わせください。栃木市ではこれらについて対応できませんのであらかじめご了承ください。
- ・土壌汚染及び地盤に関する調査は行っていません。
- ・金融機関からの借入金担保のために、所有権移転登記時に抵当権設定登記の同時申請をされる場合は、申込みから契約締結時までには必ずご相談ください。
- ・共有名義で売買契約を締結する場合は、当該共有名義で所有権移転登記を行います。
- ・買受者は、物件の所有権移転登記前に、当該物件に係る一切の権利義務を第三者に譲渡することはできません。
- ・物件の取得に伴い、不動産取得税(県税)が課税されますので、ご注意ください。
- ・その他不落等物件の中止・受付終了等に関する情報は市ホームページにて告知いたします。

## 問合せ先

栃木市 経営管理部 管財課

連絡先：0282-21-2601

(別紙1)

地方自治法施行令（抄）

(一般競争入札の参加者の資格)

**第百六十七条の四** 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
  - 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
  - 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者
- 2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
- 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
  - 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
  - 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
  - 四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
  - 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
  - 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
  - 七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。